

八雲町議会基本条例（素案）

町 民 意 見 交 換 会 資 料

1 なぜ議会改革が必要なのか・・・

（１）時代的背景

- ①地方分権の推進（平成１２年に地方分権一括法が施行）
地方の権限を強化することです。
- ②「自己決定」と「自己責任」
自らの判断と責任のもとに、地域の実情に合った行政運営を行うことです。
- ③議会の代表機関である議会の役割が重要視
町民との関係、町長との関係を明らかにして、地域に合った行政運営を行うという大きな役割があります。

（２）全国的な動き

- ①政策等の審議に力を入れる（審議の質を向上）
- ②積極的な情報公開（インターネット中継など）
- ③町民と議会の関係強化（町民との対話、情報の共有、町民参加）
- ④議会活性化（小さな改革、やれることから）

（３）八雲町議会の現状と課題

- ①小さな改革は継続しているが、町民には見えない。
- ②町民と議会が直に向き合う機会が少ない。

「町民からみて議会は遠いところにあると感じており、この距離感を縮めることが大きな課題」

(4) 八雲町議会が目指すもの

- ①議会の役割の明確化
- ②町民の意思を議会活動に反映
- ③議会の機能を充実
- ④開かれた議会の実現
- ⑤住民参加の推進

☆議会基本条例として明文化し、実践
します。
☆改革に向けて進化させます。

2 議会基本条例とは・・・

- ①情報公開と町民参加により、町民の意思を議会活動に反映させることです。
- ②議会の役割と機能をより発揮させることです。
- ③議会改革（議会活性化）を継続的に進めることです。

上記の事項を具体化させるとともに、議会運営の基本原則を定めたものです。

3 八雲町議会の主な改革は・・・

- ①傍聴者に対し、議案などの資料を提供します。（第3条第3項）
- ②能率的で円滑な議会運営を目指します。（第3条第5項）
- ③資質と政策立案能力を向上させるため、自己研さんを行います。
（第4条第2項・第11条）
- ④会議は、秘密会を除いて原則公開とします。（第5条第2項）
- ⑤町政に関する町民からの要請など（請願・陳情）に対して、町民（提案者）
の意見を聴く機会を設けます。（第5条第4項）
- ⑥必要に応じて町民意見交換会を開催します。（第5条第5項）
- ⑦重要な議案に関する賛否を公表します。（第5条第6項）
- ⑧議会報告会を開催します。（第5条第7項）
- ⑨政策等の審議に一層力を注ぎます。（第8条）
- ⑩一般会議を開催します。（第9条第3項）
- ⑪町民に一層関心を持ってもらえる広報活動を目指します。（第12条）
- ⑫議会基本条例の内容を検討し、議会基本条例を進化させます。（第16条）